

松山市 企業立地奨励金制度のご案内



松山市 産業経済部 企業立地・産業創出課（企業立地担当）

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL : (089)948-6549 FAX : (089)934-0113

mail : sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

URL : <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html>

＼詳しくはこちら／



対象産業（日本標準産業分類による産業）

- 製造業 ●電気・ガス・熱供給業 ●情報通信業 ●運輸業 ●卸売業
 ●宿泊業（温泉等地域資源を活かした観光ホテル及び温泉旅館） ●学術研究 ●建設業（主として管理事務を行う本社等）
 ●金融業・保険業（銀行業、協同組織金融業、金融商品取引業、商品先物取引業、保険業のうち、主として管理事務を行う本社等）
 ●農業（植物工場に限る） ●娯楽業（遊園地）

(1) 立地用資産の取得と雇用を伴う場合

○指定の要件

大企業等（中小企業者以外）	投下固定資産総額：1億円以上 新規雇用者数：5人以上（転勤者を含む）
中小企業者	投下固定資産総額：3,000万円以上 新規雇用者数：2人以上（転勤者を含む）

○支援内容

奨励金の種類	基準		期間等	上限	備考
企業立地促進 奨励金	●市外企業の新設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 8% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、8～10%)		1 年	5 億円	10 年間分割払
	●市内企業の増設又は移設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 5% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、5～7%)				
雇用促進奨励金	正規雇用従業員又は転勤者	55 万円／人	●市外企業の新設 5 年 ●市内企業の増設・ 移設 1 年	1 億円	※雇用保険に加入 していること ※加算は1 人につき 5 万円まで ※転勤者は市内に 住民票を移した者
	有期雇用従業員 (週 30 時間以上・月給制のみ)	30 万円／人			
	短時間雇用従業員 (週 20 時間以上)	15 万円／人			
	女性、55 歳以上、障がい者、 外国人のいずれかに該当	(加算) 5 万円／人			
新規事業促進 奨励金	投下固定資産総額(市が評価した額) × 0.7%		1 年	0.5 億円	市長が特別に認めた場合
グリーンイノベー ション推進奨励金	事業に要した費用 × 1/2		1 年	0.5 億円	本市の脱炭素社会又は 循環型社会の推進に 資する設備

(2) 立地用資産の取得の場合

○指定の要件

大企業等（中小企業者以外）	投下固定資産総額：3億円以上
中小企業者	投下固定資産総額：9,000万円以上

○支援内容

奨励金の種類	基準	期間等	上限	備考
企業立地促進 奨励金	●市外企業の新設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 8% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、8～10%)	1 年	5 億円	10 年間分割払
	●市内企業の増設又は移設 投下固定資産総額(市が評価した額) × 5% (ただし、本社機能を有する事業所の場合、5～7%)			
グリーンイノベー ション推進奨励金	事業に要した費用 × 1/2	1 年	0.5 億円	本市の脱炭素社会又は 循環型社会の推進に 資する設備

(3)事業所を賃借する場合

○指定の要件

新規雇用者数：5人以上（転勤者を含む）

○支援内容

奨励金の種類	基準		期間等	上限	備考
企業立地促進奨励金	土地、建物の賃借料の1/2		5年	1億円	
雇用促進奨励金	正規雇用従業員又は転勤者	55万円/人	●市外企業の新設 1年 (ただし、新規雇用者数 10人以上の場合 5年) ●市内企業の増設・ 移設 1年	1億円	※雇用保険に加入 していること ※加算は1人につき 5万円まで ※転勤者は市内に 住民票を移した者
	有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ)	30万円/人			
	短時間雇用従業員 (週20時間以上)	15万円/人			
	女性、55歳以上、障がい者、 外国人のいずれかに該当	(加算) 5万円/人			
新規事業促進奨励金	投下固定資産総額(市が評価した額) × 0.7%		1年	0.5億円	市長が特別に認めた場合
グリーンイノベーション推進奨励金	事業に要した費用 × 1/2		1年	0.5億円	本市の脱炭素社会又は循環型社会の推進に資する設備

＼ICTを活用して事業を営む企業を支援します！／

2

ICT関連企業の立地に関する奨励金

対象産業（日本標準産業分類による産業）

- (1) IoT、AI、ビッグデータの技術等を用いて行う事業
- (2) 研究開発・製作事業
- (3) クリエイティブ事業等の知的創造サービス事業

上記(1)～(3)の事業を行う以下の産業

- 通信業 ●情報サービス業 ●インターネット附随サービス業 ●映像・音声・文字情報制作業
- 学術・開発研究機関 ●デザイン業 ●広告業 ●機械設計業

○指定の要件

市内新設事業所の常用労働者：2人以上（転勤者を含む）

○支援内容

奨励金の種類	基準		期間等	上限	備考
初期投資に係る奨励金	改装工事や物品購入費の1/2		1年	250万円	5年間分割払
運営費に係る奨励金	土地、建物、設備等の賃借料、 サービス利用料、通信回線利用料の1/2		3年	450万円	1年間の上限は 150万円
雇用促進に係る奨励金	正社員又は転勤者	55万円/人	3年	600万円	※転勤者は市内に 住民票を移した者 ※加算は1人につき 5万円まで
	女性、55歳以上、 障がい者、外国人 のいずれかに該当	(加算) 5万円/人			

○指定の要件

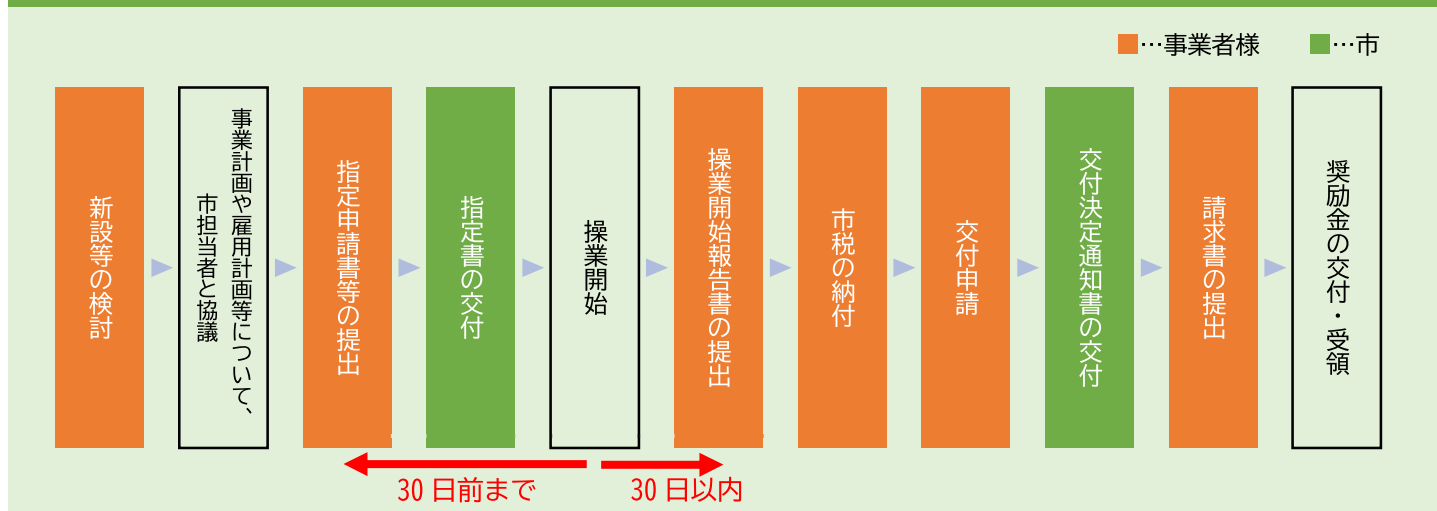
専用通信回線等を利用して集約的に業務を行う

操業開始時において新規雇用者数が20人以上（転勤者を含む）

○支援内容

奨励金の種類		基準	期間等	1事業所当たりの限度額	備考
施設整備に係る奨励金	通信設備等整備に係る工事費及び購入費の1/6の額（注1）		10年	0.8億円 右記の(注1)に該当した場合は、1億円 (ただし、新規雇用者が100人に満たない場合は、新規雇用者の人数に80万円を乗じて得た額)	(注1) 新規雇用者のうち、半数以上の者が正規雇用従業員又は転勤者の場合は、1/4の額
事業用資産の賃借料に係る奨励金	貸しオフィス、通信機器等の適正な賃借料(土地及び設備に係るものを含み、敷金及び礼金を除く)の1/6の額（注1）				
専用通信回線に係る奨励金	専用通信回線利用料の1/6の額（注1）				
雇用促進に係る奨励金	【コールセンター・データセンター】		3年 上記の注1に該当した場合は、5年	●コールセンター ●データセンター 3億円 ●事務センター 4.5億円	※雇用保険に加入していること ※加算は1人につき5万円まで ※転勤者は市内に住民票を移した者
	正規雇用従業員又は転勤者	40万円/人			
	有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ)	30万円/人			
	短時間雇用従業員 (週20時間以上)	10万円/人			
	女性、55歳以上、障がい者、 外国人のいずれかに該当	(加算) 5万円/人			
	【事務センター】				
	正規雇用従業員又は転勤者	55万円/人			
	有期雇用従業員 (週30時間以上・月給制のみ)	45万円/人			
	短時間雇用従業員 (週20時間以上)	15万円/人			
	女性、55歳以上、障がい者、 外国人のいずれかに該当	(加算) 5万円/人			

■ 奨励金交付申請の流れ ■



※制度の詳細については、企業立地担当までお問合せください。